

第5章 沖縄本土復帰その他の取組等

第1節 沖縄本土復帰

【沖縄復帰記念切手】



「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和47条約2。略称：米国との沖縄返還協定）が1972（昭和47）年5月15日に発効して沖縄の施政権が米国から我が国に返還され、沖縄県が復活した。これに伴い、郵政事業も琉球政府の郵政庁の所管から郵政省の所管に切り替わった。郵政省では、これに先立つ1969年12月に省内に沖縄復帰対策室を置き、沖縄の本土復帰に備えた準備を進めた。

1 機構の設置

本土復帰後の沖縄の郵政事業の管理機関については、琉球政府は、沖縄の郵政事業には本土との間で大きな格差が生じていたため復帰後も特別の施策を必要とする等の理由で地方郵政局並みのものの設置を要望していたが、類似の問題があった他省庁とともに、原則として沖縄に個別に本省直轄のブロック機関を置くこととされた。このブロック機関については、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」（1971（昭和46）年12月31日公布（昭46法律130）。1972年5月15日から施行）による郵政省設置法（昭23法律244）の改正で、当分の間、那覇市に沖縄郵政管理事務所を置くこととした。同事務所は、沖縄県1県だけを管轄区域とする小規模なブロック機関であったが、地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の機能を併せ持つとともに、郵便貯金の原簿所管庁の機能も持つものとした。

郵便局は、沖縄には、本土復帰当時、集配郵便局77局、無集配郵便局27局、計104局があり、これら既存のもので新しく業務を開始することとした。

また、これら郵便局には、復帰前は普通郵便局と特定郵便局の制度上の区別は設けられていなかったが、復帰に伴い、郵便局の組織も本土並みの制度に改めることとし、8局を普通郵便局、96局を特定郵便局とした。

2 サービスの実施

【本土復帰前の郵便の内国に準じた取扱い】

沖縄の本土復帰に先立つ1971（昭和46）年1月20日、沖縄宛て小包の差出し手続を簡素化し、内国の書留小包に準じる取扱いとした。これにより、それまで

沖縄宛て小包の引受けをしなかった無集配特定郵便局でもその引受けをするにとし、全国どこの郵便局からでも沖縄宛てに小包を送ることができるようにした。また、それまでは、差出人は、一般外国郵便に用いる送状及び税関告知書に必要事項を記入して小包に結び付けるものとしていたが、簡単な税関告知書にだけ記入して内国郵便の書留票に貼り付ければよいこととした。

郵便料金については、復帰前は、沖縄宛ては、外国郵便料金としての船便及び航空便の料金を定めていた。これらのうち船便のものは復帰前から内国と同じ料金としていたが、書状及び葉書については、復帰に先立つ1972年2月1日、沖縄宛ても内国郵便料金と同じ定形25gまで20円、定形外50gまで40円、通常葉書10円等のものとした。

【本土復帰後の取扱い】

沖縄が本土復帰した1972(昭和47)年5月15日からは、郵便については、内国と同じ制度を適用し、郵便料金も当然のことながら内国郵便料金と同じとして料金体系も一元化した。ただし、沖縄県の郵便局に差し出された沖縄県内宛ての郵便物については、当分の間、速達の取扱いはしないこととした。

小包の地帯別については、復帰当時の内国の小包は第一地帯から第三地帯までに分けた地帯別料金制としており、沖縄県を基準とする場合、沖縄全県を第一地帯、九州宛てを第二地帯、本州、四国又は北海道宛てを第三地帯とした。

郵便番号については、本土では1968年7月から既に導入していた郵便番号制を導入し、沖縄県の地域番号として「90」を付定した。各郵便区の番号は、那覇郵便局の郵便区に「900」等7局の郵便区に3桁のものを付定し、その他の70の集配郵便局の郵便区には5桁のものを付定した。郵便番号簿は、沖縄県版を新たに作成し、本土版と併せて復帰時までに沖縄県内の全世帯と大口利用者等に配布した。本土では、沖縄県版の郵便番号簿を一般用と事業用に分けて調達の上、全国の郵便局で希望者に配布するとともに、1972年5月15日付けの主要新聞にも掲載した。

そのほか、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(1971年12月31日公布(昭46法律129)。1972年5月15日から施行)及び関係政令で、本土復帰前に発行された沖縄の切手類(いわゆる琉球切手等)は1972年6月3日まではそのドル表示の料金の額を日本円に換算した金額の範囲内でそのまま使え、また、同月30日まで(一部の郵便局では8月31日まで)は日本円に換算した金額で本土の切手類と交換できることとした。なお、沖縄県の郵便局では収入印紙の交換及び失業保険印紙の買戻しもした。

為替貯金については、沖縄で本土復帰前に使用されていた郵便貯金通帳は復帰後は最終のドル表示の現在高を日本円に換算した新しい通帳と引き換えた。

復帰前の定額郵便貯金証書は復帰後も払戻しまでそのまま使用できることとして新しい証書との引換えはせず、払戻し時に日本円に換算して支払をした。

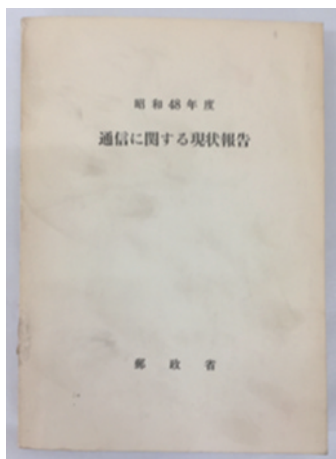
郵便為替のうち復帰前に郵便局で発行されたドル表示のものの支払は日本円に換算してした。

そのほか、戦前は別として、復帰後は、沖縄県でも積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金、郵便振替、定額小為替等並びに簡易保険及び郵便年金を取り扱うこととした。

第2節 その他の取組等

【通信白書の公表】

【昭和48年度 通信に関する現状報告】



1974(昭和49)年3月12日、「昭和48年度 通信に関する現状報告」(いわゆる「通信白書」)⁵⁴を公表した。通信に関する閣議を経て公表される白書として初めてのもので、閣議を経る白書としては29番目であった。

当時、郵便、電話、ラジオ、テレビ等は、最も基幹的な情報通信手段として国民の日常生活に深く浸透しており、個人生活及び企業活動にとって不可欠のものとなっていた。また、当時の情報化の進展は目覚ましいものがあったが、これは、データ通信、画像通信、CATV、宇宙通信等の当時の新しい通信の出現によって支えられていた。さらに、第1次石油ショックを契機としてもたらされた厳しい事態は、従来の資源・エネルギー多消費型の我が国経済社会の在り方に深い反省を促し、省資源ないし知識集約型の産業構造への転換を強く迫っていた。このような状況の中、通信は、資源・エネルギーの節約に極めて有効に機能するものとして、また、知識・情報産業の最も中核的なものとして、その役割は従来にも増して一層重要な度を加えていた。

通信白書は、このような認識の下、白書で我が国の通信に関する現状を広く国民の皆さまにお知らせすることが時宜を得たものであるとの観点から公表したものであり、初めてのものであることに鑑み通信の歴史にも多少触れながら、1972年度の通信全般の動き及び郵政省が行った施策を中心に取りまとめ、特に個人生活及び企業活動に果たす通信の役割並びに情報化の促進及び国民福祉の実現に寄与する通信の姿に焦点を当てたものとした。

【郵便局の電話交換業務の終了】

郵便局では、1949(昭和24)年6月の逓信省の郵政省及び電気通信省への分離、

⁵⁴ 平成13年版以降は「情報通信に関する現状報告」(いわゆる「情報通信白書」)とした。